

[学術論文]

『記・紀』 隼人関係記事の再検討 (二)

Rethinking the historical document regarding to *Hayato* in *Kojiki* and *Nihonshoki*, Part II

原 口 耕 一 郎

Koichiro HARAGUCHI

Studies in Humanities and Cultures

No. 15

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 15号
2011年6月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JUNE 2011

【学術論文】

『記・紀』隼人関係記事の再検討（二）

原口 耕一郎

目次

- 一、はじめに（以下、本誌九号）
- 二、『記・紀』の隼人関係記事
- 三、天皇号の成立と日本型中華思想
- 四、既存の学説①——隼人の時間的範囲
- 五、既存の学説②——隼人の空間的範囲
- 六、疑似民族説と隼人
- 七、考古資料と隼人（以上、本誌九号）
- 八、畿内隼人について（以下、本号）
- 九、『書紀』出典論をめぐる近年の動向
- 一〇、天武朝より前の隼人関係記事を検討する
- 一一、むすび（以上、本号、完結）

要旨 『古事記』『日本書紀』においては、かなり古い時代の記事

から隼人は登場する。この隼人関係記事の信憑性をめぐって、大きく二つの議論がある。一つは天武朝以降の記事からならば、それなりに信を置くことができるとする理解であり、これは現在の通説になっ
ていているといえよう。もう一つは、天武朝より前の時期の記事にも史実性を認めようとする理解である。

人間文化研究 15 二〇二一年

小論は、これまでの隼人研究史を回顧し、隼人概念の明確化をは

かり、『記・紀』に史料批判を加え、天武朝より前の隼人関係記事については、ストレートには信を置きがたいことを論じようとするものである。つまり、可能な限り通説の擁護を目指すことが小論の目的である。まず、文献上にあらわれる隼人像を整理し、隼人概念の明確化を行う。次に考古資料と隼人概念との対比を、最近の考古学研究者の見解を踏まえながら行う。さらに畿内隼人の成立について触れる。その結果、『記・紀』編纂時における政治的状況、すなわち日本型中華思想の高まりの中で、政治的に創出された存在としての隼人の姿が明らかにされるであろう。このような、現在の隼人理解において中核的なテーゼをなす、「隼人とは政治的概念である」という主張を確認したうえで、天武朝より前の隼人関係記事は漢籍や中国思想により潤色／造作を受けていることを明らかにする。

キーワード…隼人、古代南九州、夷狄、古代天皇制、中華思想、

日本書紀

承前

小論「その（一）」⁴⁹（以下、前稿）に引き続き論じていきたい。なお、発表の順序が前後してしまったが、私はいわゆる「日向神話」と隼人および出典論について論じた⁵⁰。これは小論とも重なりあうこと

一

も多いため、あわせて参照していただけると幸いである。

八、畿内隼人について

本章では畿内隼人について考察するが、その前に前稿発表後に得た重要な指摘を紹介しておきたい。永山氏は隼人という名称／呼称が開始される時期を検討する中で、以下のような指摘をなされた。まず、エミシやクマンについては、蝦夷、毛人、熊襲、熊曾、球磨曾於など漢字表記に多様性があるが、ハヤトについては『万葉集』に一例「早人」⁵¹が確認されるほか、あとはすべて「隼人」表記であり、これはその始期の違いに由来するものと考えられるとされた。さらに、姓的な例ではなく人名に「隼人」が使用された例を探してみると、現状では八世紀以降の史料に、「小月隼人」「葛野隼人」(以上、平城京出土木簡)、「次田隼人」(以上、正倉院文書)の三名が知られるのみであるが、人名としてエミシが使用された例は、大化前代から三〇名以上が知られており、このことについては、ある種法的な規制を受ける公式な表記法が定められた時期と、ハヤトの呼称の始期は大きくは隔たつてはいないと考えられる、とされた⁵²。以上のような永山氏の指摘は、隼人についてのきわめて重要な指摘であると思う。なぜなら、これらの指摘から、天武朝より前の時期には、「隼人」表記はもちろんのこと、「ハヤ(ヒ)ト」という言葉すら存在しなかったことが示唆されると私は考えるからである。天武朝に隼人という「制度」が開始されると

ともに、「ハヤ(ヒ)ト」という言葉も生まれたとは考えられないだろうか。今後、人名が記された木簡の出土などで状況が変わることもありうるが、現状ではこのような想定も可能ではあるまいか。もしそうであるならば、天武朝より前の時期の南九州の人々、および同時期の南九州に出自を持つ人々を「隼人」と呼ぶことは、やはり不適切だとせざるをえない⁵³。

それでは本章の主題に移ろう。畿内およびその近辺に移配された南九州系の人々を、一般に「畿内隼人」と総称する。本章ではこの畿内隼人について概観したい。さて、小論は隼人天武朝初見説の擁護を指したものであるが、天武朝より前の時期に隼人の存在を認めようとするとき、畿内隼人の存在がクローズアップされる場合がある。つまり、天武朝より前の時期の『記・紀』隼人関係記事の記述内容とも相まって、「隼人」がいつから畿内近辺に移住してきた(させられてきた)かが一つの争点となっているのである。その際には考古資料に注目が集まることも多い。

これについては代表的な議論として森浩一氏によるものがあり、それに対して永山氏が反論されているので、詳細については註に示した各論考を参照されたいが、この議論を追ってみよう。森氏らの説⁵⁴は次のようなものである。和歌山市で発見された禪姿で入墨のある力士像の埴輪、奈良県宇智郡阿陀郷^{あだ}近辺の河川漁撈を想定させる遺物(釣り針など)、京都府綴喜郡大住郷近辺の横穴墓群、これらの存在は、「隼人」の畿内への移住が古墳時代までさかのぼることを示唆する。

これに対して永山氏は以下のように反論⁵⁵される。まず、相撲と力士像については、延喜式の記載から、確かに紀伊に畿内隼人が居住していることがわかる⁵⁶が、隼人と相撲の関わりを示す史料は、天武・持統紀の二例のみ（史料8・15）であり、これ以降は史料にまったくみえない。あまり隼人と相撲を結び付けないほうが良い。また隼人が禪を着けていたり入墨をしていたという明証はない。したがって力士像があるからといって、隼人の存在証明にはならない。次に阿陀の鵜飼と隼人の関わりについてみてみよう。神武東征において鵜飼の祖が登場するが⁵⁷、これを隼人に結びつける説もある⁵⁸。しかし、そもそも隼人と鵜飼の関わりを明証する根拠はなく、また大和国でも比較的有名な阿陀の地名を阿多隼人が持ち込んだなど、ありえるのだろうか。例えば伯耆国日野郡阿太郷^{あた}に隼人が住んでいるという話は聞いたことがない。さらに河川で築を用いて漁をする人々がいたとして、それがなぜ隼人と関わりがあるのか。隼人と築漁の関わりを示す明証的な根拠はない。延喜隼人司式に竹細工の規定があるからといって、築など竹製品を作れば隼人だということにはならない。『新撰姓氏録』をみても、阿陀の項目には、当地にアダの地名を持ち込んだはずの阿多隼人はみあたらない。ただし、大角隼人はみえる。この点からおそらくは、もともとアダという地名だった場所に、「大隅隼人」が移住してきたのであろう。私見を付け加えると、神武東征において阿陀の鵜飼の祖先は服属するが、そもそも隼人は東征以前に「日向」において服属しているのである。このふたつは別の氏族だと考えた方が良くいであ

らう。したがって、鵜飼と隼人は直接的には関係しないものと思われる。次に綴喜郡大住郷の横穴墓についてみてみよう。正倉院文書のいわゆる「隼人計帳」は、山城国綴喜郡大住郷のものであることが判明した⁵⁹。山城国綴喜郡大住郷は現在の京都府南部、京田辺市大住地区に比定される。この地に「大隅隼人」が移配されたことはほぼ確実であろう。上村俊雄氏は南山城地域の横穴墓について、南九州の地下式横穴墓および横穴墓と比較され、①南九州の地下式横穴墓は堅坑があり床面は水平で羨道と玄室の区分が明瞭である、②南九州の横穴墓は堅坑がなく床面は水平で羨道と玄室の区分が明瞭である、③南山城の横穴墓は堅坑の確認例がなく床面は斜めに傾いており羨道と玄室の区分が不明瞭である、との観点から、南九州の地下式横穴墓／横穴墓と南山城の横穴墓は系譜的につながらないとされた⁶⁰。両者は天井の形状も異なるという。ただし上村氏は、南山城の横穴墓に「隼人」が関わっているかどうかについては態度を保留される。また白石太一郎氏は、地下式横穴墓について、「出現は五世紀前半にさかのぼり、下限は七世紀におよぶと考えられている。……地下式横穴を日向隼人の墓制とする理解が早くからあったが、南九州の住民を隼人として異民族視するのは七世紀後半の天武朝のころからとされており、両者を関連させてとらえることは適当でない。京都南部などにある地表面からやや掘り上げたところに入口のある横穴を地下式横穴とみることがあるが、南九州のものと直接関係するかどうか、不明である」⁶¹とされる。ところで前稿（七章）での検討において、南九州の地下式横穴墓

は「隼人の墓制」といえそうにないことを確認した。地下式横穴墓の分布する時間的・空間的範囲と、隼人が「存在」する同じ範囲とは、ごく一部しか重ならないのである。たしかに地下式横穴墓に関わる人々の一部は「隼人」とされた人々とながるであろう。しかし、地下式横穴墓に関わる多数の人々は隼人ではないのである。そもそも畿内の横穴墓が南九州の地下式横穴墓と関連するか、考古学研究者の間でも見解が分かれているのであり、仮に両者が関連するとしても、畿内に移住した南九州の人々およびその子孫が、天武朝に隼人として設定されたと考えることも十分可能である。したがってこれもまた、天武朝より前に「隼人」が畿内に移住していたとの論拠とはならないのである。むしろこれは、「古代南九州の人々」が天武朝より前に畿内へ移住したという可能性を否定するものではない。北山峰生氏は、「しかし、異なる二地点における物質文化の類同は、その両地域間に文化交流が存在したことを示すものではあっても、強制移住をともなう実効支配がなされたことは意味しない。律令体制下の記述がどこまで古墳時代の実態を反映するかはなほ疑問であり、考古資料により古墳時代における畿内隼人の存在を肯定するのは困難である」⁶²とされる。

次に大阪府八尾市から出土した成川式土器について触れる。一〇年ほど前、八尾市の久宝寺遺跡から成川式土器が出土した。これは古墳時代中期(五世紀中ごろ)の集落跡から出土したという⁶³。上村氏は久宝寺遺跡出土成川式土器の壺について、胴部外面の粘土帯と底部付近

にタタキ調整が施されているが、このタタキ技法は南九州の成川式土器にはみられないとされ、当地で「隼人」が製作した可能性を指摘された⁶⁴。一般に成川式土器は、弥生時代終わりから古墳時代の終わりに至るまで、南九州における土器の代表的存在であるとされ、鹿児島県域を中心に出土し、一部は律令期にも下るといわれる⁶⁵。さて久宝寺遺跡は、畿内隼人居住地だとされる河内国萱振保から数キロしか離れていないところに存在する。よって、古墳時代中期に近畿地方と南九州の間に、ヒトやモノの移動や流通の存在を想定することができ、何らかの交流があつたことは確実であろう。この時期に南九州から近畿地方へ、移住があつた可能性も想定できよう。しかしだからといって、古墳時代から畿内に「隼人」が移住していた、ということにはならないのではなからうか。仮に南九州の人々を畿内近辺に移住させる政策が五、六世紀からあつたとしても、それは「隼人」ではなく、「五、六世紀の南九州の人々」と考えることも可能であろう。隼人とはあくまで、いわゆる「律令国家」の時代概念なのである。成川式土器が分布する時間的範囲と、隼人が存在するそれとは、必ずしも一致しない。もちろん成川式土器を用いた人々の一部には、隼人と呼ばれた人々もあつたであろうが、「成川式土器＝隼人の土器」との等式は、妥当ではないもの考えられる。したがって、本章に登場する「隼人」という言葉を、「古代南九州の人々」あるいは「古代南九州に出自を持つ近畿地方在住の人々」と読み替えると、誰もが納得できる議論となるのではなからうか。近畿地方の横穴墓が南九州の横穴墓／地下式

横穴墓とつながるものであるのか、久宝寺遺跡出土の成川式土器は、南九州からの搬入品であるのか、それとも当地で製作されたものなのかなどといったことを検討することは、古墳時代中期から律令期にかけての南九州と近畿地方との文化的・政治的関係を解明するための根本的な材料のひとつとなると思われるため、考古学研究者によるさらなる議論の高まりを期待したい。

最後に、永山氏の分析によりながら、隼人の豪族である大隅氏の政治的位置付けをみてみよう。八世紀代の諸史料に大隅氏は「隼人」として登場する。

史料28『続日本紀』卷第三十 神護景雲三年（七六九） 称徳天皇

〔十一月〕庚寅、天皇臨軒。大隅・薩摩隼人奏俗伎。外従五位下薩摩公鷹白・加志公嶋麻呂並授外従五位上。正六位上甕隼人麻比古、外正六位上薩摩公久奈都・曾公足磨・大住直倭、上正六位上大住忌寸三行並外従五位下。自餘隼人等賜物有差。

〔後略〕

隼人の豪族は阿多君、薩摩君、曾君と君姓が主流であるが、ひとり大隅氏のみがもともと直姓であり、これはヤマト政権との関係が近かったことを想定させる。一般に君姓より直姓の氏族が、王権への従属度が高いとされている。天武朝に大隅直氏は忌寸姓を授与されるが、同時に賜姓された諸豪族はすべて連姓で畿内豪族かと思われるため、ここでの大隅直氏も畿内に移配された氏族であろうと思われる⁶⁶。

史料9再掲『日本書紀』卷二九 天武天皇十四年（六八六）

六月乙亥朔甲午、大倭連・葛城連・凡川内連・山背連・難波連・紀酒人連・倭漢連・河内漢連・秦連・大隅直・書連并十一氏、賜姓曰忌寸⁶⁷。

畿内に移住した大隅直氏が、いきなり忌寸を賜姓されるとは考えにくく、大隅直氏は天武朝以前から畿内に移住していた可能性が高いものと思われる⁶⁸。さて、「天平十年（七三八）周防国正税帳」に、「大隅国左大舍人无位大隅直坂麻呂」なる人物がみえる。これは公務により都へ往復する途中の大隅隼人だと考えられるが、史料28記事に、「大住直倭」「大住忌寸三行」とふたつの大隅氏がみられる。ここから、大隅国に残った大隅氏一族は天平年間以降も直姓のままであることがわかる。したがって、天武一四年の賜姓の段階で大隅氏は大隅在任のもの、畿内に移配されたものとの二系統に分かれていたことが確認できる。大隅氏のみが直姓であることは、ヤマト政権との長い関係を想定させるものであり、君姓である他の隼人系豪族とは区別されていることが分かる。しかし、天武朝に畿内系諸豪族とともに忌寸を賜姓された大隅直氏であっても「隼人」として扱われているということは、隼人という「民族」がそれまでの王権との関係とは別の次元で設定されたことを示していると考えられる⁶⁹。

畿内隼人とは、天武朝に南九州の隼人とともに創出されたものである。後に隼人と呼ばれることになる南九州に出自をもつ人々が、いつから畿内に移住した（させられた）かについては、現時点でははっきりした時期やその理由は分からず、詳細は不明とせざるをえない⁶⁹。

なお、九世紀に入り南九州の人々を隼人だとする政策は停止され、以後、南九州の人々を隼人と呼称する例は一例もみえなくなるが、その後も畿内隼人だけは「隼人」として王権儀礼に参加し続ける⁷⁰。

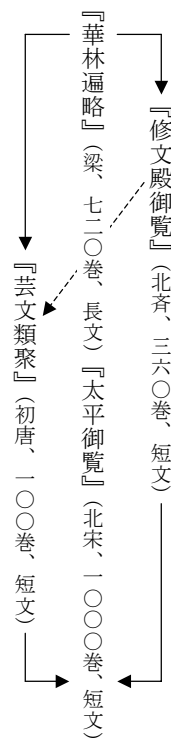
九. 『書紀』出典論をめぐる近年の動向

『書紀』の文章表現の典拠について、かつて『書紀』述作者は多数の漢籍を自在に使いこなしていたと考えられていたが、小島憲之氏⁷¹により類書の利用が想定されるにいたり、これが鉄案とされている。

『書紀』の粉本となった類書については、まず小島氏による著名な『芸文類聚』説が出され、その反論として勝村哲也・神野志隆光両氏による『修文殿御覽』説が提起され、これが有力視されていたが、最近池田昌広氏が『華林遍略』説を唱えられ、注目に値する⁷²。

類書は一般に書承関係があるとされ、以前の類書の項目立てや文章が、次の類書にも受け継がれている場合が多いと考えられている。また、北宋の『太平御覽』（現存 一〇〇〇巻は、北斉の『修文殿御覽』（散佚）三六〇巻を主要な藍本とし、これを三倍に拡大したものであるらしく、『修文殿御覽』の項目立てや文章をほぼそのまま飲み込んでいると考えられている。さらに『修文殿御覽』は、梁の『華林遍略』（散佚）七二〇巻を半分に圧縮したものだとしてされており、それ際して、長文の記事が短文に改められたり、削られた文章もあったと考えられている。また、初唐の『芸文類聚』（現存 一〇〇巻の主要

な藍本も、『華林遍略』だと考えられている。これを図示すると次のようになるが、長文、短文というのは、佚文や文献考証から推定される、それぞれの類書に収録された文章の長短に関する特徴である⁷³。



以上要するに、『太平御覽』に収録されている、それぞれ梁代、北齊代までの文章は、もちろん多少の出入りはあるが、『華林遍略』『修文殿御覽』にも収録されていた可能性が高いのである。繰り返すと、『修文殿御覽』は『華林遍略』を半分にしたものであるから、『華林遍略』では長文だったものが短文に改められたり、削られた文章もあったものと考えられる。すなわち、『太平御覽』の文章に比較して『華林遍略』はより長文であった可能性があり、『太平御覽』には存在しなくとも、『華林遍略』には存在した文章もあったかもしれないということになる⁷⁴。

ところで、どのような漢籍が古代——ここでは『書紀』編纂時——において日本列島へ伝来していたかについては、木簡や正倉院文書などで確認される数少ない事例を除いては、現状では『書紀』等の文飾元を探り、当時の利用状況を推測していくほか、具体的な手立ては少ない。さて、池田氏は、これまで『書紀』文飾の粉本のひとつと考え

られていた范曄『後漢書』（以下、范書）について、その直接的利用に疑問を呈し、これまで同書に拠るとされていた『書紀』の記事はむしろ『東観漢記』、それも類書所引のそれであるとされ、仮に范書を参照しているとしても、直接引用ではなく類書を経由した間接引用であろうとの新説を出された⁷⁵。後漢代を対象とする史書については、范書をはじめ諸家『後漢書』いずれも、『東観漢記』を参照して成ったとされており、とりわけ范書は『東観漢記』に大きく依拠しているのだという。『書紀』における范書の利用状況については、もともと小

島氏が范書と『書紀』の類似した文章の処理を、それが『芸文類聚』に収録されていない文章であったため、范書からの直接引用であるとされていたように思われる⁷⁶。しかし『書紀』が利用した主要な類書をめぐっては、すでに『芸文類聚』説はそのままでは成り立ちがたい状況となっており、『芸文類聚』に収録されていないからといって、范書からの直接引用であるとは限らないことになる。元をたどれば『修文殿御覽』さらに『華林遍略』にたどりつく『太平御覽』には、『東観漢記』、范書の文章も収録されている。先にみたとおり、『華林遍略』から『修文殿御覽』になる際に文章の圧縮・削除があったと考えられるため、『修文殿御覽』を主要な藍本とする『太平御覽』所収の文章と比べ、『華林遍略』所収の文章はより長文であったと考えられ、また、『太平御覽』にはなくとも『華林遍略』には存在した文章もあったであろうと考えられる。これをここの議論にあてはめると、『太平御覽』所収『東観漢記』、范書の文章を考えるに、元

の『華林遍略』においてはより長文であった可能性、『太平御覽』にはなくとも『華林遍略』にはあった文章の可能性も考慮に入れなければならない、ということになる。むろん池田氏の新説については慎重に検討されるべきであろうが、『書紀』出典論を考えるうえで非常に重要な論点を含んでいると思われるため、小論においても簡単ながら触れておきたい。

一〇．天武朝より前の隼人関係記事を検討する

さて、前章までの整理をもとに、いよいよ小論の主題である天武朝より前の『記・紀』隼人関係記事に対して、具体的な検討を加えたいと思う。なお、隼人天武朝初見説に対しては、その「初見」とされる天武一年の『書紀』記事（史料8）をめぐって、もしこの朝貢が「隼人が朝廷に服属したことを示す」目的で強制されたのであれば、その契機となるような征討行動なり使者派遣なりが史料上に現れるはずであるが、そのような記事はない、との理解がある⁷⁷。しかし、そうではあるまい。なぜなら、『書紀』のテキスト世界においては、すでに「日向神話」——特に海幸山幸神話——において隼人の服属の由来が語られているからである。隼人は「日向神話」で服属を誓ったはずなのに、『書紀』の叙述において天武朝で再度服属を促されたら、『書紀』のテキスト世界は崩壊してしまう。例えば永山氏は、白村江敗北以降、国内体制を整えるうえで、南九州などの未服属集団に対し、

政府から朝貢を促す等のアプローチがあったのではないかと想定されている。⁷⁸ 私も歴史的事実としてはその通りだと考える。ただしそれは『書紀』にはあらわれない。「歴史的事実」と『書紀』の語る「古代」の距離については、慎重に見極められなければならない⁷⁹。

なお、本章の考察は、立論の都合上、各記事の検討が年代順にはなされていないことをご了承願いたい。

■史料4記事の検討

津田左右吉氏は史料4・5・7記事について、「シナの所謂正史に於いて外夷の来朝を記す場合の筆法と、全く同じであるのみならず、ハヤトをエミシと並べて書いてある点から見ても、事実の記録であるとは考へられぬ」と指摘された⁸⁰。また、坂本太郎氏も史料4・5記事について、「北の蝦夷と南の隼人とが同時に内附したということ自体が考えられないことであるし、具体的な事実は何一つ記されていないのであるから、これは編者が中国風の夷狄朝貢思想から構想した記事であることは疑いあるまい」と、造作された記事であると指摘された⁸¹。

さて、この史料4記事については、以下、その前後の記事とともに、新編日本古典文学全集本の注釈に基づきながらみてみたい。

史料29『日本書紀』卷第十五 清寧天皇

A〔清寧三年(四八二)〕九月壬子朔癸丑、遣_二臣・連_一、巡_二省風俗_一。

B冬十月壬午朔乙酉、詔_二犬・馬・器甑、不_レ得_二献上_一。

C十一月辛亥朔戊辰、宴_二臣・連於大庭_一、賜_二綿・帛_一。皆任_二其自

取_一、尽力而出。

D是月、海表諸蕃、並遣_レ使進調。

E四年(四八三)春正月庚戌朔丙辰、宴_二海表諸蕃使者於朝堂_一、賜_レ物

各有_レ差。

F夏閏五月、大酺五日。

G秋八月丁未朔癸丑、天皇親錄_二囚徒_一。

H是日、蝦夷・隼人並内附。

I九月丙子朔、天皇御_二射殿_一、詔_二百寮及海表使者射_一。賜_レ物各有_レ差。

(後略)

a『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

開皇元年(五八二)二月(中略)、乙丑、追尊皇考爲武元皇帝、廟

號太祖、皇妣爲元明皇后。遣_二八使巡省風俗_一。(後略)

b『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

〔開皇元年〕三月辛巳、高平獲赤雀、太原獲蒼鳥、長安獲白雀、

各一。宣仁門槐樹連理、衆枝内附。壬午、白狼國獻方物。甲申、

太白晝見。乙酉、又晝見。以上柱國元景山爲安州總管。丁亥、詔

大馬器玩口味不得獻上。(後略)

c『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

〔開皇二年(五八三)〕十月癸酉、皇太子勇屯兵咸陽、以備胡。

庚寅、上疾愈、享百僚於觀德殿。賜_二錢帛、皆任_二其自取_一、盡力而出。

辛卯、以營新都副監賀婁子幹爲工部尚書。

d ※特に指摘しない。

e 『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

〔開皇四年（五八四）八月甲午、遣十使巡省天下。戊戌、衛王爽來朝。是日、以秦王俊納妃、宴百僚、頒賜各有差。壬寅、上柱國、太傅、鄧國公竇熾薨。丁未、宴秦王官屬、賜物各有差。〕（後略）

f 『後漢書』本紀一 顯宗孝明帝紀第二

〔永平十五年（七二）夏四月庚子、〔中略〕令天下大酺五日、〕（後略）

g h 『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

〔開皇四年〕九月甲子、幸襄國公主第。乙丑、幸霸水、觀漕渠、賜督役者帛各有差。己巳、上親録囚徒。庚午、契丹内附。〕（後略）

i 『隋書』卷一 帝紀第一 高祖上

〔開皇六年（五八六）九月辛巳、上素服御射殿、詔百僚射、賜梁士彦三家資物。〕（後略）

新編日本古典文学全集本はH記事について特に言及しないが、同記事がg hに掲げた『隋書』高祖紀・開皇四年九月条に拠ることは明らかである。また同書の頭注は、「清寧紀三年九月・十月・十一月条、四年正月・五月・八月・九月条は『隋書』による潤色記事である。記すべき事績はなく（記も）、記事を作ったとみられる」と指摘するが、清寧三年九月から同四年九月にかけての一年間の記事全体が、主に『隋書』高祖紀を元にした造作であろうと考えられる。H記事は契丹の内附記事を露骨に模倣したものであり、坂本氏の指摘されるがごとく、「中国風の夷狄朝貢思想から構想した記事であることは疑いあるまい」。契丹はいうまでもなく塞外の夷狄である。さらに雄略紀・雄

略二三年（四七九）の「雄略遺詔」が『隋書』高祖紀所引、仁寿三年

（六〇三）・同四年（六〇四）の「高祖遺詔」関係記事に拠っていること⁸²、『書紀』編纂時にあたる和銅元年（七〇八）二月の「平城遷都詔」は、『隋書』高祖紀所引、開皇二年（五八二）の「新都造営詔」の模倣であること⁸³を鑑みると、『隋書』高祖紀が『書紀』の文飾に用いられていることは、ほぼ確実であろう。仮に参照元が『隋書』ではなく、『隋書』の原資料である某史書⁸⁴であったとしても、小論の結論はかわるまい⁸⁵。雄略遺詔は四七九年に発布された詔勅だとされるが、隋・高祖が遺詔を残して亡くなったのは六〇四年のことである。四七九年に、六〇四年に発布される詔勅を模倣するなどありえない。

A～Iの各記事もまた、それら記事が指し示す年代より一〇〇年ほど後の、隋・開皇年間の記事を主に模倣していることから、きわめて疑わしい記事であることが指摘できよう。七〇八年の平城遷都詔は五八二年の新都造営詔を模倣していることが示唆するように、これらは『書紀』編纂時に述作されたものであるとしか理解できない記事である。大日方克己氏はI射礼記事について、「もちろんこれを史実とすることはできない」とされたうえで、D海表諸蕃の進調記事、E正月丙辰（ここでは七日）の宴記事、H蝦夷と隼人の服属記事に言及し、諸蕃の朝貢、正月七日節の賜宴、射礼は礼的秩序の中で一連の構造をなしており、律令国家の諸蕃および射礼の觀念を反映したもので、清寧に仮託された記事である、と指摘されている⁸⁶。清寧三年から四年の記事が中国史書を直接的に模倣しているということは、清寧紀に中

国史書的な体裁を、あるいは清寧に中国皇帝的な色彩を加えようとしたものであろう。そのような一連の流れの中で、隼人が登場するのである。これはあくまで、中華思想に基づいた「夷狄」が、「中華の皇帝」たる「日本」国「天皇」に「朝貢」してきた記事と読むべきであつて、極言すれば、六世紀の南九州人が「ヤマト政権」の「大王」に付き従つたということではないはずである。両者には質的な差異が認められよう⁸⁷。これは天皇制が開始され、輸入された中華思想を現実の政治に適用しようとする試みがなされ、列島の辺境地域に夷狄が設定される。そして『書紀』が編纂される。そのような時代にしか書かれない定型的表現の記事であり、述作者が前後の調子に合わせて作文したのであろう。

ただし、二点付け加えておきたいことがある。ひとつはfで范書の利用が指摘されていることであり、もうひとつは蝦夷と隼人が同時に登場することについてである。まずひとつ目について。

史料30『太平御覽』卷第八百二十 布帛部七 布

范曄後漢書曰中略

又曰元和二年(章帝・八五)詔令天下大酺五日賜公卿以下錢帛各有差及洛陽民當酺者布戸一疋外三戸共一疋賜博士弟子見在太學者布人三疋

いまだ悉皆調査をなしたわけではないので、調査漏れもあろうが、『太平御覽』にF/fと類似した記事があることが注目される。なお

池田氏は、『書紀』編纂者がその粉本となつた類書(氏によると『華林遍略』)の布帛部を利用した可能性を指摘されている⁸⁸。以上の理由により、Fの参照元については、史料30『太平御覽』記事の藍本たる某類書である可能性も指摘しておきたい。しかし、史料4/H記事の史料批判という小論の課題においては、Fの参照元が范書か類書かということは、決定的なことではないであろう。

もう一つについては、津田・坂本両氏は、蝦夷・隼人が並記されているから信憑性に乏しい、と指摘されたが、実は次の記事がある。

史料31『続日本紀』卷第五 和銅三年(七一〇) 元明天皇

三年春正月壬子朔、天皇御大極殿受朝。隼人・蝦夷等、亦在^レ列。左將軍正五位上大伴宿禰旅人・副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿禰石湯・副將軍從五位下小野朝臣馬養等、於^二皇城門外朱雀路東西一分頭、陳^二列騎兵^一、引^二隼人・蝦夷等^一而進。

もちろん史料4・5・7記事は造作だと思われるが、この『続紀』記事からわかることは、『記・紀』編纂時においては蝦夷と隼人が並記されるべき存在として考えられていたらしいことである⁸⁹。つまり、蝦夷も隼人も「中国風の夷狄朝貢思想」に基づいた造作がなされたということであり、付け加えた点を除くと、津田・坂本両氏の指摘はまったく妥当なものだと考えられる。

■史料5記事の検討

この記事について小林敏男氏は、先の津田氏の指摘通りであり、ま

た、史料5・7記事については、その前後に朝鮮諸国の遣使、調進、百濟人の帰化などの記事があり、それらに挟まれている。外夷のみならず内夷の帰服が相乗的に王化思想を強調している、と指摘された⁹¹。また前述の坂本氏の指摘もある。なお、私がこの記事に類似した文章を探してみると、時代は下るが『冊府元龜』と『旧唐書』に類似の記事があった。

史料32 A 『日本書紀』卷第十九 欽明天皇元年(五四〇)

三月、蝦夷・隼人、並率^レ衆^ヲ歸^ル附^ス。

B 『冊府元龜』卷之一百七十 帝王部 來遠

〔太宗貞觀〕二十二年(六四八) 西蕃沙鉢羅葉護率衆歸附以其侯斤屈裴祿爲忠武將軍

C 『冊府元龜』卷之九百七十七 外臣部 降附

〔太宗貞觀〕二十二年二月西蕃沙鉢羅葉護率衆歸附(後略)

D 『舊唐書』卷三 本紀第三 太宗下

〔貞觀二十二年〕二月(中略)癸丑、西蕃沙鉢羅葉護率衆歸附、以其侯斤屈裴祿爲忠武將軍、兼大侯斤。

Aは蝦夷・隼人(の首長)が衆を率いて帰服してきたというものであり、B、C、Dは「西蕃」である沙鉢羅葉護が衆を率いて帰服してきたという記事である。沙鉢羅葉護とは突厥の一部族のリーダーであるようだが、「西蕃」、すなわち西方の夷狄だとされている。

さて、『冊府元龜』唐代の記事は唐の実録に基づく部分もあるというが、私は別稿にて、『書紀』編纂時には初唐の実録が伝来しており、

『書紀』の文飾には初唐の実録も利用されていたのではないかと論じた⁹²が、この記事は「唐太宗実録」に拠るものと考えている。この記事もまた、『書紀』が指し示す年代より一〇〇年ほど後の中国史書中の記事を模倣したものであり、疑わしい。仮に私がこの可能性を指摘した「唐太宗実録」に拠るものではなかったとしても、明らかに「中国風の夷狄朝貢思想」に基づいたものであることは指摘しうる。したがって、この記事もまた史料4記事において検討したことと同様のことがいえるのであり、各氏の指摘通り造作であろうと思われる。

■史料7記事の検討

津田氏は先にこの記事について、「シナの所謂正史に於いて外夷の來朝を記す場合の筆法と、全く同じである」と指摘されたのみならず、「同じ年に來朝したエミシノことが月日を明かにして詳しく書いてあるのに、其の外に別に斯ういふ曖昧な記事が、単に其の年のこととして、見えてゐるのは、益々其の史料としての価値を疑はせる所以である。：：だから、これらの記事は且らく論外として置かねばならぬ」と指摘された⁹³。また坂本氏も、「この元年の条(原口注：史料7記事のこと)は、七月にかけて具体的な蝦夷入朝の事実が記されているから、それとの関係からいっても、明らかにこれは重複である。おそらくは同紀内の重複をも考えず、ごく一方的な理由に引かれて(この場合はその前の高麗百濟新羅並遣使進調という記事に引かれたらしい)、編者はこうした夷狄朝貢型の記事を諸所に配置したものと推測されても弁解の途はあるまい」と、すなわち造作であると指摘された⁹⁴。また、前述

の小林氏の指摘も同じ主旨のものである。

さて、この記事についてはすでに出典の指摘がある⁹⁵。

史料33 A 『日本書紀』卷二六 齊明天皇元年(六五五)

是歳、高麗・百濟・新羅、並遣使進調。百濟大使西部達率余宜受、副使東部恩率調信仁、凡一百餘人。蝦夷・隼人率衆内属、詣闕朝献。新羅別以三及倉弥武為質、以三十二人為才伎者。弥武遇疾而死。是年也、太歳乙卯。

B 『後漢書』本紀一 光武帝紀第一下

〔建武二十五年(四九)〕是歳、烏桓大人率衆内属、詣闕朝貢。

AはB 范書の烏桓朝貢記事と比較して、「是歳」という表記まで一致する。いうまでもなく烏桓は夷狄である。また、前述の池田氏の指摘があるため、他の類似記事も示しておこう。

史料34 A 『後漢書』列伝八 烏桓鮮卑列伝第八十

〔前略〕〔建武〕二十五年、遼西烏桓大人郝且等九百二十二人率衆向化、詣闕朝貢、獻奴婢牛馬及弓虎豹貂皮。

B 『藝文類聚』卷第九十五 獸部下 貂

東觀漢記曰。建武二十五年。烏桓獻貂豹皮。詣闕朝賀。

C 『太平御覽』卷第九百一十二 獸部二十四 貂

東觀漢記曰建武二十五年烏桓詣闕朝賀獻貂皮

『東觀漢記』の記事については他の佚文も調べてみなくてはならないが、池田氏の指摘通り范書の直接利用はなく、『書紀』における『東觀漢記』および范書の利用は類書經由の間接引用であるとしても、例

外的な事例を除いて、原則として史料33 B記事と同等か、あるいはそれ以上に史料7/33 A記事に近い文章でなければならないはずである。したがって池田説は、小論にとつて立論の妨げとはならないと思われる。よつてこの記事もまた、史料4・5記事と同様のことが指摘でき、各氏のいわれるとおり、「中国風の夷狄朝貢思想」に基づく造作であろうと思われる。

ところで、ここまでみてきたとおり史料4・5・7記事については、いずれも「中国風の夷狄朝貢思想」によつて蝦夷と隼人が叙述されていた。したがつて『書紀』編纂時において、隼人は少なくとも観念上は「夷狄」だとして認識されていたことが確認できる。この点を指摘しておきたい⁹⁶。

■史料3記事の検討

泉谷康夫氏は、史料1・2・3・6の各記事について、例えば海幸山幸神話の「是を以ちて火酢芹命の苗裔、諸の隼人等、今に至るまで天皇の宮牆の傍を離れず、吠ゆる狗に代りて事へ奉れる者なり」⁹⁷といった記載を裏付けるために造作された物語とも考えられるので、信憑性に欠ける記事である、とされた⁹⁸。小林氏は、この話はあまりに伝奇的すぎ、隼人の天皇への忠誠心を強調しすぎている点にも、かえつて後代の潤色を感じさせる、とされた⁹⁹。私にもまた、この話はあまりに中国的貞節観が過ぎ、外来の説話集か何かをみて書いたように思われたので調べてみたい。

史料35 A 『日本書紀』卷第十五 清寧天皇元年(四八〇)

冬十月癸巳朔辛丑，葬大泊瀨天皇于丹比高鷲原陵。于時隼人
晝夜哀号陵側，与食不喫，七日而死。有司造墓陵北，以
禮葬之。是年也，太歲庚申。

B 『淮南子』卷十九 脩務訓

〔前略〕吳與楚戰。莫囂大心，撫其御之手，曰：「今日距彊敵、
犯白刃、蒙矢石、戰而身死，卒勝民全，我社稷可以庶幾乎。
遂入不返，決腹斷頭，不旋踵踵軌而死。

申包胥曰：「吾竭筋力以赴嚴敵、伏尸流血不過一卒之才。
不如三約身卑辭、求救於諸侯。於是乃贏糧跣走、跋涉谷
行。上峭山赴深谿、游川水犯津關、躡蒙籠蹙沙石、
蹶達膝暴、曾繭重抵、七日七夜至於秦庭。鶴時而不食、
晝吟宵哭、面若死灰、顏色黢黑、涕液交集。以見秦王曰：「吳
爲封豨脩蛇、蠶食上國、虐始於楚。寡君失社稷、越
在草茅。百姓離散、夫婦男女不遑啟處、使下臣告急。
秦王乃發車千乘步卒七萬、屬之子虎、踰塞而東、擊吳濁
水之上、果大破之以存楚國。烈藏廟堂著於憲法。此功
之可彊成者也。〔後略〕

C 『春秋左氏傳』定公四年

〔前略〕立依於庭牆而哭、日夜不絕聲、勺飲不入口七日。
秦哀公爲之賦「無衣」。九頓首而坐。秦師乃出。

D 『後漢書』列傳三 張法滕馮度楊列傳第二十八

楊璇字機平、會稽烏傷人也、高祖父茂、本河東人、從光武征伐、

爲威寇將軍、封烏傷新陽鄉侯、建武中、就國、傳封三世、有罪國
除、因而家焉、父扶、交阯刺史、有理能名、兄喬、爲尚書、容儀
偉麗、數上言政事、桓帝愛其才貌、詔妻以公主、喬固辭不聽、遂
閉口不食、七日而死。

E 『太平御覽』卷第一百五十二 皇親部十八 公主

謝承後漢書曰楊喬爲尚書容儀偉麗數上言政事桓帝愛其才貌詔
妻以公主喬固讓不聽遂閉口不食七日而死

F 『太平御覽』卷第二百一十二 職官部十 總叙尚書

〔後漢書〕曰楊喬爲尚書容儀偉麗數上言政事桓帝愛其才貌詔妻以公
主喬固辭不聽遂閉口不食七日而死

G 『太平御覽』卷第三百七十九 人事部二十 美丈夫上

謝承後漢書曰楊喬爲尚書容儀偉麗數上言政事桓帝愛其才貌詔妻
以公主喬固辭不聽還閉口不食七日而死

H 『宋書』卷九十一 列傳第五十一 孝義

劉瑜、歷陽人也。七歲喪父、事母至孝。年五十二、又喪母、三年
不進鹽酪、號泣晝夜不絕聲。勤身運力、以營葬事。服除後、二十
餘年布衣蔬食、言輒流涕。常居墓側、未嘗暫違。太祖元嘉（四二
四～四五三）初卒。

I 『宋書』卷一百 列傳第六十 自序

林子字敬士、田子弟也。少有大度、年數歲、隨王父在京口、王恭
見而奇之、曰「此兒王子師之流也。」與衆人共見遺寶、咸爭趨之、
林子直去不顧。年十三、遇家禍、時雖逃竄、而哀號晝夜不絕聲。

(後略)

J 『北史』卷五十二 列傳第四十 齊宗室諸王下¹⁰⁰
樂陵王百年、孝昭第二子也。孝昭初即位、在晉陽、羣臣請建中宮及太子、帝謙未許。都下百僚又請、乃稱太后令、立爲皇太子。帝臨崩、遺詔傳位於武成、并有手書。其末曰「百年無罪、汝可以樂處置之、勿學前人。」大寧中、封樂陵王。
河清三年五月、白虹圍日再重、又橫貫而不達。赤星見、帝以盆水承星影而蓋之、一夜盆自破。欲以百年厭之。會博陵人賈德胄教百年書、百年嘗作數教字、德胄封以奏。帝又發怒、使召百年。百年被召、自知不免、割帶珎、留與妃斛律氏。見帝於玄都苑涼風堂、使百年書教字、驗與德胄所奏相似。遣左右亂捶擊之、又令人曳百年繞堂且走且打、所過處、血皆遍地。氣息將盡、曰「乞命、願與阿叔作奴。」遂斬之、棄諸池、池水盡赤、於後園親看埋之。
妃把珠哀號、不肯食、月餘亦死。珎猶在手、拳不可開、時年十四、其父光自擊之、乃開。

後主時、改九院爲二十七院、掘得小屍、緋袍金帶、一髻一解、一足有靴。諸內參竊言、百年太子也。或以爲太原王紹德。
詔以襄城王子白澤襲爵樂陵王。齊亡入關、徙蜀死。

K 『藝文類聚』卷第九十 鳥部上 鳥

〔前略〕會稽典錄曰。夏方。字文正。家遭疫癘。父母伯叔一時死。凡十三喪。方年十四。晝則負土。哀號墓側。扶棺哭泣。比葬。年十七。烏鳥集聚。猛獸乳其側。

L 『初學記』卷第十七 人事部上 孝第四 事對

〔師覺授孝子傳曰。趙狗幼有孝性。年五六歲。時得甘美之物。未嘗敢獨食。必先以哺父。出輒待還而後食。過時不還則倚門啼以俟父。至數年父没。狗思慕羸悴。不異成人。哭泣哀號。居於塚側。鄉族嗟稱。名聞流著。漢安帝時。官至侍中。〕

M 『太平御覽』卷第四百一十四 人事部 孝下

師覺授孝子傳曰。趙狗幼有孝性。年五六歲。時得甘美之物。未嘗敢獨食。必先以哺父。出輒待還而後食。過時不還則倚門啼以候父。至數年父没。狗思慕羸悴。不異成人。哭泣哀號。居於塚側。鄉族嗟稱。名聞流著。漢安帝時。官至侍中。

N 『太平御覽』卷第九百一十四 羽族部 鳥

〔會稽典錄曰。夏方。字文昌。家遭疫癘。父母伯叔一時死。九十三喪。方年十四。晝則負土哀號。暮則扶棺哭泣。比葬。年十七。烏鳥集聚。猛獸乳其側。

Aは史料3記事の再掲である。大泊瀬天皇とは雄略天皇のことであるが、その雄略が亡くなり葬られたとき、雄略のそば近くに仕えていた(と思われる)隼人が、その陵墓のそばで昼も夜も泣き叫び、食事を与えても食べようとせず、七日ばかりしてついに亡くなってしまったという。おそらくはこれを見て哀れんだものたちがいたのである。その隼人の墓を雄略陵のそばに作ってやり、礼をもって厚く隼人を葬ったという。Bは『淮南子』にみえる記事である。呉と楚が戦ったとき、楚の臣である申包胥は秦王のもとへ赴き、立ったまま食事も取らず、昼は呻き夜は哭き、秦王へ楚の窮状と呉の横暴を訴えた。ついに

秦王は呉を討つ決意をしたという。Cは『左伝』にみえる記事であるが、ほぼBと同じ内容である。Dは范書にみえる記事である。E、F、Gもほぼ同じ内容である。楊璇の兄の番は、桓帝にその才貌を愛され、公主を妻とすることをすすめられたが固辞し、ついに口を閉ざして食事を取らず、七日ばかりして亡くなってしまったという。Hは『宋書』列伝にみえる記事である。劉瑜は幼くして父を亡くしてのち、孝心をもって母につかえていたが、その母が亡くなると三年の間喪に服し、昼夜号泣する声が絶えなかったという。Iも『宋書』列伝にみえる記事である。林子の家が不幸にみまわれたとき、昼夜泣き叫ぶ声が絶えなかったという。Jは『北史』列伝にみえる記事である。『北齊書』列伝にもほぼ同文がある。樂陵王百年があるとき殺され、その遺体を池に投げ捨てると、池が血で真っ赤に染まったという。夫人である樂陵王妃は百年の遺品であるアクセサリーを握り締め、泣き叫んで食事を取らず、一月ばかりして亡くなってしまったという。Kは『芸文類聚』所引『会稽典録』にみえる記事である。Nもほぼ同じ内容である。夏方が一四才のとき、一家を病が襲い、肉親が次々と亡くなった。夏方は墓のそばで泣き叫び、また棺にすがりついて泣いたという。Lは『初学記』所引、『孝子伝』という名の書物にみえる記事である。Mもほぼ同じ内容である。趙狗は幼い頃から親孝行であったが、成人してからも、亡父を葬ったお墓の傍で慟哭し続けたという。

他にも例えば『晋書』列伝／忠義／車濟¹⁰¹に「秋（原口注…人名）歎其忠節。以禮葬之」とみえる。以上確認してきた通り、史料3記事の

「昼夜哀号」「哀号陵側」「与食不喫七日而死」「以礼葬之」といった表現は、中国的な貞節観、孝行観、忠義観を表現するときの常套句であると思われる、おそらくはそれを模倣したものであろう。直接の典拠をみつけることはできなかったが、この史料3記事のキーワードはすべて漢籍にみられるものである。この記事は「中国風の夷狄朝貢思想」によるものではないが、やはり中国的な価値観念の元で述べられたものであろう。先に触れた通り、雄略遺詔は『隋書』高祖紀に基づく事実上の造作記事であらうと思われるが、この記事はその雄略が亡くなったときの話である。奥田尚氏はこの記事について次のように説明される。雄略は星川皇子の反乱を心配しながら亡くなるが（雄略遺詔参照）、次の清寧即位前紀において星川皇子の反乱が記され、大伴室屋らは雄略遺詔を奉じて星川一派を誅滅する。この一連の出来事に清寧は関与していないことから、雄略に関する物語を清寧紀に移したのと思われることされ、また『書紀』には、雄略に隼人との物語を付そうとする意図があったと指摘された¹⁰²。なおこの記事は、「中国風の夷狄朝貢思想」に基づく造作であった史料4記事同様、清寧紀の記事である。岸俊男氏は、雄略紀は在位二三年間すべてに記事があり一年の空白もないが、これは他の天皇紀にはあまりみられないことと指摘された¹⁰³が、その中には漢籍による水増し、すなわち漢籍に基づき雄略紀を潤色することで、中国の皇帝像を模倣しようとしたことも含まれていよう¹⁰⁴。「画期としての雄略朝」といわれるように、雄略は現実に偉大な大王であったのだらう。しかし『書紀』編纂時にあたる

奈良時代はじめの人々が、それを誇張したこともまた事実であろう。ここでは雄略を、夷狄をも心服させる、中国的徳治主義にのっとった偉大な帝王に仕立て上げている。そのような意味において、この記事は作為の存在を想定させる記事である。したがって、この記事は少なくとも『書紀』編纂時に手が加えられていると考えられ、ストレートに信用しうるものではない。

この記事は、古代南九州の人々が王権に服属していたという何らかの伝承か原資料を反映したものであるかもしれない¹⁰⁵、私もまた先にみたとおり、五世紀後半の王権と南九州の間に何らかの交渉があったということを否定するものではない。しかし、この記事のあらわすところの「思想」は、やはり『書紀』編纂時のそれであるとすべきであろう。たとえば、令制的な隼人司管轄下の隼人の任務を反映させたものと考えられることも可能ではあるまいか。少なくともその文章表現において、「素朴な伝承」とは次元が異なるとみるべきであろう。そうであるならば、ここにみえる「隼人」とは後世の付会であるとすべきであり、天武朝より前に隼人が「存在」した証拠とはならないものと思われる。この記事についても造作の可能性をも考慮すべきであり、少なくとも『書紀』編纂時における潤色は確実視される。

■史料6記事の検討

この記事については、先の泉谷氏の指摘がある。なお、この記事と同じ内容の記事がある。

史料36 A 『日本書紀』卷二十 敏達天皇十四年(五八五)

秋八月乙酉朔己亥、天皇病弥留、崩于大殿^一。是时起^二殯宮於広瀬^一。馬子宿禰大臣佩^レ刀而誅。物部弓削守屋大連听然而咲曰、如下^中獵箭^一之雀鳥^上焉。次弓削守屋大連手脚揺震而誅。(揺震、戦慄也。)馬子宿禰大臣咲曰、可^レ懸^レ鈴矣。由^レ是^一臣微生^二怨恨^一。三輪君逆使^二隼人相^一距於殯庭^一。穴穂部皇子欲^レ取^二天下^一。發憤称曰、何故事^二死王之庭^一、弗^レ事^二生王之所^一也。

B 『日本書紀』卷二一 用明天皇元年(五八六)

夏五月、穴穂部皇子欲^レ奸^二炊屋姫皇后^一、而自強入^二於殯宮^一。寵臣三輪君逆乃喚^二兵衛^一重^二璵宮門^一、拒而勿^レ入。穴穂部皇子問曰、何人在^レ此。兵衛答曰、三輪君逆在焉。七呼^レ開^レ門、遂不^レ聽入^一。於^レ是穴穂部皇子謂^二大臣与^一大連^一曰、逆頻無^レ礼矣。於^二殯庭^一誅曰、不^レ荒^二朝廷^一、淨如^二鏡面^一、臣治平奉仕。即是無^レ礼。方今天皇子弟多在、両大臣侍。誰得^二恣^レ情、專言^二奉仕^一。又余觀^二殯内^一、拒不^二聽入^一。自呼^レ開^レ門、七廻不^レ応。願欲^レ斬之。両大臣曰、随^レ命。於^レ是穴穂部皇子陰謀^下王^二天下^一之事^上、而口詐在^二於殺^二逆君^一。遂与^二物部守屋大連^一、率^レ兵圍^二繞磐余池辺^一。逆君知之、隱^二於三諸之岳^一。是日夜半、潜自^レ山出隱^二於後宮^一。(謂^二炊屋姫皇后之別業^一。是名^二海石榴市宮^一也。)逆之同姓白堤与^二横山^一、言^二逆君在処^一。(後略)

穴穂部皇子が敏達の殯宮に強引に押し入ろうとしたとき、それを防いだのは、Aでは隼人であり、Bでは兵衛となっている。小林氏はこれについて、Bに兵衛とみえるが、兵衛は令制用語であることを問題

視される¹⁰⁶。この指摘のように、そもそも兵衛が令制用語であるならば、この時点で少なくとも『書紀』編纂時に手が加えられた記事であることは確定しよう。永山氏はこの記事について、六世紀末ごろ、南九州から畿内へ行き「兵衛」の任務を帯びたものが存在した可能性もあり、さらにそれが『書紀』編纂時に隼人と書き換えられた可能性がある」と指摘された¹⁰⁷。

この史料6記事は、物部守屋と中臣勝海による廢仏の提言、それを受けての敏達による廢仏の詔、仏像などを焼き投げ捨てる、守屋と敏達の瘡癩患、国中での瘡流行、「仏像を焼いた罪か」との噂の流行、敏達の死、と続く流れの中での、敏達の葬儀の場面である。この記事は一連の崇仏廢仏論争の最中に、「瘡」という業病で亡くなった敏達の葬儀を舞台とする。さて、仏教伝来¹⁰⁸、いわゆる崇仏廢仏論争¹⁰⁹、そして「聖徳太子」の活躍¹¹⁰と、これら一連の『書紀』仏教関係記事に対しては、その編纂時において、『金光明最勝王經』『集神州三宝感通録』『法苑珠林』といった中国の仏書や中国仏教の思想（特にその末法思想）に基づく潤色・造作の疑いがもたれている。これに対して、これら仏教関係記事は『書紀』編纂時に手が加えられてはいるが、ある程度は事実として認めても良いのではないか、との見解もある¹¹¹。いずれにせよ、これら仏教関係記事に多かれ少なかれ手が加えられていることは誰もが認めるところを、ここでは確認しておきたい。

先にみた通り、これより後の時代の史料7記事は、「中国風の夷狄朝貢思想」による造作であった。また、史料3記事において検討した

ことと同様に、『書紀』編纂時の思想や状況を反映させてこの記事も述作されたと考えられることも可能であろう。ここまでを振り返ると、この史料6記事については、全体として『書紀』編纂時に手が加えられた可能性が高いのではあるまいか。そうであるならば、ここでの「隼人」も、少なくとも潤色であるとみなすべきであろう。もしも史料7記事が造作であることを認めたらうとこの史料6記事の史実性を認めるとするならば、次の隼人関係記事が一〇〇年後の天武朝まで欠けることを説明せねばならず、それは非常に困難であるといえよう。この記事が仮に南九州に出自を持つ人々が王権に近侍していたという伝承・記録に基づくものであったとしても、「隼人」は認められないであろう。なお、この記事についても、造作の可能性をも考慮に入れるべきだと考える。

■史料1・2記事の検討

この記事については先の泉谷氏の指摘があり、また小林氏は、『記』では「既に己が君を殺しつること、是義ならず。然れども、その功を責むは、信無しと謂ひつべし」、『書紀』では「己が君にうづしひ、慈無きこと甚し」と、「義」「信」「慈」など儒教的価値観を強調しており、ソバカリ、サシヒレを人倫道義を弁えない辺境の夷人とし、儒教的価値観で断罪している。そうであるならば辺境の隼人にむすびつける操作があったものと考えられる。ただし、『記』で「若し汝吾が言に従はば、吾は、天皇と為り、汝を大臣と作して、天の下を治めむ。那何に」とソバカリを誘っているのは、案外古層を伝えて

いるのかもしれない。五世紀の稲荷山古墳鉄剣銘にワカタケル大王が斯鬼宮にあつた時、ヲワケ臣が「天下を左治した」とあるからである、と指摘された¹¹²。永山氏も小林説を受けて、六世紀初頭の江田船山古墳の鉄刀銘などから王権と九州のつながりは確認でき、この事件がいつ起こったかは別としても、南九州出身者が王権に近侍したという伝承があつた可能性もある。ただ、結局は隼人≠不義≠野蛮という儒教的図式で説明されている。この点を除けば、ここに登場する「隼人」の姿は他地方出身者と大差ないと考えられる、と指摘された¹¹³。

さて、谷川士清『日本書紀通証』はこの記事について、『新唐書』の類似の記事を指摘¹¹⁴する。また、私が調べてみると、『旧唐書』にも同じ内容の記事があつた。

史料37 A 『(新)唐書』卷八十五 列傳第十 竇建德

〔武徳二年(六一九)〕未幾、連突厥侵相州、刺史呂珉死之。進攻衛州、執河北大使淮安王神通、同安長公主、黎陽守將李世勣、釋之。復使世勣守黎陽、館王、公主、饋以客禮。滑州刺史王軌爲奴所殺、奴以首奔建德、建德曰「奴殺主、大逆。納之不可不賞、賞逆則廢教、將焉用爲」命斬奴而返軌首、滑人德之、遂降、齊、濟二州亦降。兗賊徐圓朗聞風送款。

B 『舊唐書』卷五十四 列傳第四 竇建德

〔武徳二年〕九月、南侵相州、河北大使淮安王神通不能拒、退奔黎陽。相州陷、殺刺史呂珉。又進攻衛州、陷黎陽、左武衛大將軍李世勣、皇妹同安長公主及神通並爲所虜。滑州刺史王軌爲奴所殺、

攜其首以奔建德、曰「奴殺主爲大逆、我何可納之。」命立斬奴、而返軌首於滑州。吏人感之、即日而降。齊、濟二州及兗州賊帥徐圓朗皆聞風而下。建德釋李世勣、使其領兵以鎮黎州。

A、Bの内容はともに、次のようなものである。隋末の混乱の中で台頭した群雄のひとりである竇建徳が敵対者を攻めたとき、ある地方長官が「奴」に殺された。その「奴」は長官の首をもつて建徳のもとに奔るが、建徳は「主人を殺すとは、大逆である」として、この「奴」を斬つた。その地方の人々は大いに建徳に感じ入り、建徳に降つただという。

さて、直接の典拠はわからないが、いずれにせよ史料1・2記事が、中国的価値観のもとで述作されたことは疑いなくであろう。永山氏が指摘されるとおり、他地方出身の近侍者と大差ない姿であるところに、あえて中国的味付けを加えていることが、この史料1・2記事を読解するときのポイントとなろうか。なお奥田氏はこの史料1・2記事について、両記事のストーリーは大筋では一致するが、ソバカリ、サシヒレと『記・紀』で隼人の名前に相違がみられ、隼人が殺される場所も『記』では山口、『書紀』では難波と異なる。さらに隼人を殺害した人物名も異なるとされ、これはこのストーリーと隼人の結合が弱いことを示し、登場するのが「隼人」ではなく通常の近侍者でも成立する、隼人はあくまで付加されたものであろうと指摘された。これは先の永山氏の指摘にも通じるものであろう。奥田氏によると、これは、どのような事情があろうとも、皇族を殺すような隼人は殺される、と

いう隼人への教示を含んだ物語なのだ¹⁵。この記事もまた、これまで考察してきたように、『書紀』編纂時の思想や状況を反映させたものとみるほかあるまい。

ここまで天武朝より前の隼人関係記事を追ってみたところ、ストリートに信用できそうなものはひとつもなかった。この史料1・2記事は、これらの中でもっとも古い時代の出来事だとされている。いうまでもなく私は、五、六世紀に王権と南九州の人々が何らかの関わりを持っていたのではないか、ということ自体を否定するものではない。しかし、この記事もまた、結局は中国的価値観に「隼人」が翻弄されているのである。この記事に登場する「隼人」は、『記・紀』編纂時の潤色であろう。これまでの検討を振り返ると、隼人、あるいは南九州に出自を持つものがこの事件に関わっていること自体についても、造作の可能性をも考慮にいれるべきであろう。

一・一・むすび

最後に、小論で論じてきたことをあらためて振り返ってみよう。『記・紀』の隼人関係記事について、歴史的事実としてある程度信用しうるものは天武朝以降の記事からであるとの通説的理解に立ち、さらに九世紀初頭における南九州に対する政策転換以降、南九州の住民を「隼人」と呼称する例は、史料上ひとつもみられなくなることを確認した。ここから、南九州の人々が隼人と呼ばれたのは、天武朝から

九世紀初頭にかけての、わずか一二〇年間ほどのことにすぎないということが指摘できる。その南九州の範囲であるが、熊本県域や宮崎県域、南西諸島の人々が隼人とされた例もまた、史料上ひとつも確認されず、鹿児島県本土域の人々のみが隼人であったと考えられる。ただし、鹿児島県本土域においても住民が隼人とはされていなかったであろう地域も想定されている。中国の皇帝制を模倣した天皇制が始まるにあたり、中国的夷狄観に基づき隼人は創出される。つまり、天武朝に隼人という身分制度／行政上の制度がスタートし、九世紀初頭にその制度は終了したと理解できる。隼人とは政治的に設定された擬似民族集団であり、従って、「古代南九州地域の文化」を「隼人の文化」として理解できるかどうかは、きわめて慎重な考察が必要となる。天武朝から隼人が「出現」「登場」するということは、天武朝の頃に隼人という「民族」が形成されてきたということではない。後にアイヌ民族が成立するように、隼人民族が実態を持って成立したということを意味しない。それは天武朝あたりから、中華思想に基づいた夷狄概念が南九州に適用されはじめ、南九州の人々を隼人だということにして、朝貢や服属儀礼の演出という日本型中華帝国補完のための政策が、現実にはそれなりの有効性をもった政治システムとして機能していたことは、歴史的事実として認めてもかまわないであろう、といった意味である。そもそも「ハヤ(ヒ)ト」という言葉が天武朝より前の時代に存在したかどうか、重要な検討事項であろう。南九州から近畿地方へ、人々がいつ頃からいかなる理由により移住したのかは、

現時点では定かではない。しかし、天武朝に隼人という制度が開始されるにあたり、南九州に出自を持つ近畿地方在住者も隼人として設定されたものと考えられる。天武朝より前の『記・紀』隼人関係記事については、ほぼすべてに対して中国思想の影響を受けていることが指摘でき、いくつかは明確に中国的夷狄観に基づく記事もあった。以上の理由により、天武朝より前の『記・紀』隼人関係記事は、そのまま歴史的事実として受け取ることはいけないということが、小論の結論である。

隼人とされた古代南九州の人々は、「異民族」とされるからには、やはり実態として「中央」の人々とは異なる文化を所持していたという可能性も想定できよう。しかし、そのような差異の存在を認めたいうえでなお、隼人とは、第一義的にはイデオロギー的要請から創出された概念であったといわざるをえない。永山氏は隼人について、八世紀の薩隅両国は律令制の完全適用を留保された状態であったが、九世紀初頭以降、両国にも律令制が適用されるようになるとともに隼人は「消滅」と指摘された¹¹⁶。朝貢の開始とともに隼人は登場し、朝貢の終了とともに隼人は消滅する。まさに隼人とは、政策上の、行政上の、制度上の「存在」ではないか。「政治的に創出された身分制度としての隼人」「文献上にあらわれる隼人像」と「古代南九州の人々の実態」とは、可能な限り明確に区別しなければならぬ。そうでないければすべてが混乱に陥る恐れがある¹¹⁷。

近年、天武朝より前の時期に「隼人」の存在を積極的に認めようとする論者に、田中聡¹¹⁸氏がおられる。田中氏によると、最近の夷狄研究の潮流として、「国家によって観察・区分され秩序化される他律的な支配の客体」という従来の夷狄観のみからは説明できない、夷狄と外世界との関係性に注目し、外国史料と考古学的成果とを関連づけて、国家の枠を超えた東アジア規模での交流・交通を動的に復原し、夷狄の行動との関連性を考察する方法論を追及する、北方史・南方史と呼ばれる枠組みがあるとされる。氏はいわれる、「独自の文字をもたず、自ら歴史を綴ることがなかった人々の思惟、行動の意味を、古代国家の残した二次史料からどのように読み取るかが問われている」¹¹⁹と。

なるほど、私も氏のいわんとされるところは理解できるつもりである。当時の南九州の人々が、「中央」をはじめ他地域の人々との連携や対立という政治的位置付けを、どのようにして主体的に選択していたのか……。そこには当然、当時の南九州を取り巻く社会情勢が明確に反映していたであろうし、ひいては、このような視点は、当時の南九州の「生活の実態」を説明する可能性をも秘めている、きわめて魅力的なアプローチであると評価できよう。

だが、それははたして「隼人」であるのだろうか。正確を期すならば、むしろ「古代南九州の人々」といい替えた方が理解しやすいのではなからうか。なぜなら、そもそも「隼人」とは、「国家によって観察・区分され」た存在に他ならない、ということが小論のみてきたと

ころであつたからである。古代南九州の隼人については、国家が編集した『書紀』『統紀』に頼らざるをえない状況がある。だからこそ私は、これらがどの程度信用しうるものなのか、「外国史料と考古学的成果とを関連づけて」説明しようと試みたつもりである。その結果、私は天武朝より前の隼人関係記事について、ストレートには信用できないと結論するにいたつた。『書紀』の「夷狄」関係記事における史料批判の重要性については、すでに河内春人氏が指摘されている通りである。¹²⁰

南九州の人々は、古代のある時期、確かに隼人と呼ばれていた。だがそれは、日本型中華思想の高まりという当時の政治的要請を受け、それを補完するためにいわば創り出された存在であつたといえよう。では、隼人と呼ばれた古代南九州の人々、言い換えれば、隼人だということにされた古代南九州の人々の実態とは、どのようなものであつたのだろうか。この困難な課題に正面から取り組んだ考古学研究者に、故・下山寛氏がおられた¹²¹。かつて下山氏は、南九州地域の考古学的研究を進められるうえで、それは『隼人』という言葉を使うことがなくとも考古学的に明らかにすることは可能であると考えられ」とされ、「筆者は、『隼人』という民族を研究しているのではなく、『隼人』と呼ばれた人々とその文化を研究しているのだという実感を持つ」と述べられていた¹²²。

この、下山氏の遺志を成し遂げるには、まずは史書の虚飾を、そして「隼人」という虚飾自体を引き剥がさねばならないであろう。「隼

人」という呼称自体が、史料批判を必要とする概念なのである。そうでなければ、「古代南九州の人々が下した主体的判断」にたどりつけないのではないか、このような思いのもとに小論を執筆した次第である。田中氏をはじめ、先学諸賢のご高説を曲解した恐れがある。ご叱正を乞いたいと思う。またこの場を借りて、若くして急逝された下山氏のご冥福を心よりお祈り申し上げる。

〈完結〉

付記

小論は、二〇〇八年一月一日に鹿児島県歴史資料センター黎明館にて開催された隼人文化研究会、および二〇一一年一月二十九日と同年二月二四日に成城大学民俗学研究所にて開催された聖徳太子信仰研究会／日本書紀を考える会合同例会において口頭報告した際の発表原稿に修正・加筆を行ったものである。当日卑見に対して丁寧なご批判、ご助言を下さつた各会の皆様に厚く御礼申し上げます。なお、本年一月の聖徳太子信仰研究会／日本書紀を考える会については、霧島連山・新燃岳の噴火により、現在居住する宮崎市内に位置する宮崎空港発着便が欠航し、自分で発表することがかなわなかった。当日に代理発表およびサポートをいただいた、吉田一彦（名古屋市大）、永田一（法政大院）両氏に感謝したい。山田容功（当時名古屋市大院）、大嶋昭海（宮崎県埋蔵文化財センター）両氏との日々の議論においては、私の気付かなかつた点をいろいろとご指摘いただいたように思う。彼らをはじめ

友人たちに感謝したい。もちろん小論のいたちめ点は、すべて私の責任である。

また、名古屋市図書館（鶴舞中央図書館）河村文庫・蔵、稿本『続紀集解』の閲覧・調査に際して便宜をはかってくださった、同館スタッフの皆様に心より御礼申し上げます（二〇〇八年七月九日、二〇〇九年三月八日閲覧・調査）。

小論の基本的着想を得てから、すでに丸四年が経とうとしている。諸般の事情により小論の核心部分の執筆が大幅に遅れてしまい、周囲の方々にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

追記・小論脱稿後の二〇一一年四月二三日に、宮崎市生目の杜遊古館にて開催された宮崎考古学会においても、小論の要旨を報告した。貴重な機会をお与えくださり、多くのご意見をくださった同会関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

使用テキスト

- 新編日本古典文学全集本『古事記』（小学館、一九九七年）。新編日本古典文学全集本『日本書紀①・③』（小学館、一九九四・一九九八年）。新日本古典文学大系本『続日本紀 一・五』（岩波書店、一九八九・一九九八年）。黒板伸夫／森田悌・編『日本後紀』（集英社、二〇〇三年）。（新訂増補）國史大系本『日本後紀 續日本後紀 日本文徳天皇實録』（吉川弘文館、二〇〇〇年）。新日本古典文学大系本『万葉集三』（岩波書店、二〇〇二年）。林陸朗／鈴木靖民・編『天平諸国正税』

帳』（現代思潮社、一九八五年）。日本思想大系新装版本『律令』（岩波書店、一九九四年）。中田祝夫・編『倭名類聚抄（元和三年古活字版二十卷本）』（勉誠社文庫、一九七八年）。新釈漢文大系本『春秋左氏伝（四）』（明治書院、一九八一年）。吉川忠夫・訓注『後漢書』（岩波書店）。標点本『晋書』（中華書局、一九七四年）。標点本『宋書』（中華書局、一九七四年）。標点本『北齊書』（中華書局、一九七二年）。標点本『北史』（中華書局、一九七四年）。標点本『隋書』（中華書局、一九七三年）。標点本『舊唐書』（中華書局、一九七五年）。標点本『新唐書』（中華書局、一九七五年）。景印本『册府元龜』（中華書局、一九六〇年）。新釈漢文大系本『淮南子（下）』（明治書院、一九八八年）。標点本『藝文類聚』（上海古籍出版社、一九九九年新2版）。標点本『初學記』（中華書局、一九六二年）。景印本『太平御覽』（中文出版社、一九八〇年）。

註

⁴⁹ 拙稿『記・紀』隼人関係記事の再検討(二)「名古屋市立大学大学院人間文化研究科・編『人間文化研究』九、二〇〇八年。なお前稿発表後、永山修一『隼人と古代日本』（同成社、二〇〇九年）を得た。前稿にて言及させていただいた氏の論考の多くは本書に再編されているので、参照されたい。また前稿脱稿後、柴田博子「古代南九州の牧と馬牛」入間田宣夫／谷口一夫・編『牧の考古学』（高志書院、

二〇〇八年)を得た。これは隼人の「文化」や「生業」を考えていくうえで非常に示唆的な論考であり、また、柴田氏は「(原口注:日向の豪族である)諸県君が隼人であったという史料はない」と明快に指摘されておられる。あわせて参照されたい。

⁵⁰ 拙稿『日向神話』と南九州、隼人——出典論との関わりから——鹿兒島地域史研究会・編『鹿兒島地域史研究』五、二〇〇九年。なお拙稿は、「日向神話」と隼人の関わりについて、その舞台の検討、仏書によるストーリーの潤色の指摘、天地開闢にはじまる神代紀の構成は、六朝時代の中国史書に影響を受けていることなどを論じた。

⁵¹ 『万葉集』巻第十一 寄物陳思 二四九七番 「早人 はやびと 名負夜音 なにおふよこ 灼然 いぢりやく 吾名謂 われなるはのりつ 嬭恃 はなはたのせ」

⁵² 永山修一「隼人の登場」(前掲註49永山修一『隼人と古代日本』三六、三七頁。

⁵³ 以上の点から、少なくとも隼人については、田中聡氏のいわゆる「夷人的関係」という概念について従うことはできないと考える。

田中聡「夷人論——律令国家形成期の自他認識(二〇〇一年度日本史研究会大会に向けて)」日本史研究会・編『日本史研究』四七〇、二〇〇一年。田中聡「夷人論——律令国家形成期の自他認識(含 討論と反省)」日本史研究会・編『日本史研究』四七五、二〇〇二年。田中聡「蝦夷と隼人・南島の社会」歴史学研究会/日本史研究会・編『日本史講座第1巻 東アジアにおける国家の形成』(東京大学出

版会、二〇〇四年)、などを参照されたい。

⁵⁴ 森浩一「近畿地方の隼人——とくに考古学の視点から——」大林太良・編『日本古代文化の探求 隼人』(社会思想社、一九七五年)。江谷寛「南山城発見の地下式古墳」古代学協会・編『古代学研究』九〇、一九七九年。江谷寛「畿内隼人の遺跡と伝承」大阪教育大学歴史学研究室・編『歴史研究』一八、一九八〇年。江谷寛「畿内隼人の遺跡と伝承」舟ヶ崎正孝先生退官記念会・編『畿内地域史論集』(舟ヶ崎正孝先生退官記念会、一九八一年)。江谷寛「畿内に移住した隼人の遺跡」帝塚山考古学研究所・編『帝塚山考古学』四、一九八四年。「近畿のなかの隼人」奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『(特別展図録 第39冊)隼人』一九九二年。

⁵⁵ 永山修一「古墳時代の『隼人』」(前掲註54奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『(特別展図録 第39冊)隼人』)。

⁵⁶ 岩本次郎「隼人の近畿地方移配について」日本歴史学会・編『日本歴史』二三〇、一九六七年。

⁵⁷ 『記』中巻、『書紀』巻三・神武天皇即位前紀戊午年秋八月乙未条。池田源太「阿太と内」五條市史調査委員会・編『五條市史 上巻』(五條市史刊行会、一九五八年)。

⁵⁸ 西田直二郎『洛南大住村史』(田邊町役場大住出張所、一九五一年)。

⁵⁹ 上村俊雄「いわゆる南山城の地下式横穴墓について」九州古文化研究会・編『古文化談叢』五八、二〇〇七年。また、鈴木重治「考古学から見た南山城」木津の文化財と緑を守る会/緑と教育と文化財

を守る会/田辺の文化財を学ぶ会・編『南山城の歴史を考える集い講演記録』第1集、一九八三年。も参照されたい。

⁶¹ 田中琢/佐原真・編集代表『日本考古学事典』(三省堂、二〇〇二年)、「地下式横穴」の項。

⁶² 北山峰生「大和の漁具と漁撈民」埋蔵文化財研究会第五六回埋蔵文化財研究会実行委員会・編『第五六回埋蔵文化財研究会』古墳時代の海人集団を再検討する―「海の生産用具」から二〇年―発表要旨集』、二〇〇七年。

⁶³ 大阪府立弥生文化博物館平成19年度秋季特別展図録『日向・薩摩・大隅の原像―南九州の弥生文化―』(大阪府立弥生文化博物館図録37、二〇〇七年)。

⁶⁴ 前掲註60上村俊雄「いわゆる南山城の地下式横穴墓について」。

⁶⁵ 成川式土器を論じた近年の論考に、吉本正典「7世紀の列島南西域―村落の諸相―」鹿児島大学考古学研究室25周年記念論集刊行会・編『鹿児島大学考古学研究室25周年記念論集 Archaeology From the South』、二〇〇六年。中村直子「7・8世紀の成川式土器」南九州縄文研究会/新東晃一代表還暦記念論文集刊行会・編『南九州縄文通信No.20 南の縄文・地域文化論考 新東晃一代表還暦記念論文集 中巻』、二〇〇九年。鎌田浩平「成川式土器の地域編年―薩摩半島側鹿児島湾沿岸部とその周辺を対象域として―」(前掲南九州縄文研究会/新東晃一代表還暦記念論文集刊行会・編『南九州縄文通信No.20 南の縄文・地域文化論考 新東晃一代表還暦記念論文集 中巻』、な

どがある。

⁶⁶ 井上辰雄「薩摩国正税帳をめぐる諸問題―隼人統治を中心として―」同『正税帳の研究』(塙書房、一九六七年)。

⁶⁷ 小林敏男「クマン・ハヤト問題の再検討」鹿児島短期大学・編『研究紀要』三一、一九八三年。

⁶⁸ 以上の議論は、前掲註52永山修一「隼人の登場」による。

⁶⁹ これに関連するものとして、大平聡「歴史研究と南島」宮城学院女子大学キリスト教文化研究所・編『沖繩研究ノート』一、一九九二年。大平聡「南九州の墓制―「隼人」の社会―」宮城学院女子大学キリスト教文化研究所・編『沖繩研究ノート』三、一九九四年、をあげておく。

⁷⁰ 前掲註49永山修一『隼人と古代日本』所収の諸論考を参照されたい。
⁷¹ 小島憲之『上代日本文学と中国文学 上』(塙書房、一九六二年)。

⁷² その詳細については以下の諸論考を参照されたい。前掲註71小島憲之『上代日本文学と中国文学 上』。勝村哲也「修文殿御覽天部の復元」山田慶兒・編『中国の科挙と科挙者』(京都大学人文科学研究所、一九七八年)。神野志隆光『日本書紀』「神代」冒頭部と『三五曆紀』吉井巖・編『記紀万葉論叢』(塙書房、一九九二年)。瀬間正之「日本書紀開闢神話生成論の背景」『上智大学国文学科紀要』一七、二〇〇〇年。瀬間正之「アメツチノハジメ」『国文学―解釈と教材の研究―』五一、一、二〇〇六年。東野治之「古代人が読んだ漢籍」『修文殿御覽』「芸文類聚」池田温・編『日本古代史を学ぶた

めの漢文入門』(吉川弘文館、二〇〇六年)。池田昌廣『日本書紀』と六朝の類書』日本中國學會・編『日本中國學會報』五十九、二〇〇七年。池田昌広『日本書紀』の潤色に利用された類書』日本歴史学会・編『日本歴史』七二三、二〇〇八年。など。なお神野志隆光氏は、『書紀』全体ではなく、神代紀に限定した議論を展開されている。

⁷³ 以上の点については、森鹿三「亮阿闍梨兼意の「香要抄」について」塚本博士頌壽記念會・編『佛教史學論集』塚本博士頌壽記念一九六一年。森鹿三「修文殿御覽について」京都大學人文科學研究所・編『東方學報』三六、一九六四年。勝村哲也「修文殿御覽卷第三百一香部の復元——森鹿三氏「修文殿御覽について」を手掛りとして」日本仏教学会西部事務所・編『日本仏教学会年報』三八、一九七三年。平秀道「仏教經典所引の讖緯書について」『龍谷大学仏教文化研究所紀要』一三、一九七四年。勝村哲也『修文殿御覽』新考』仏教大學歴史研究所・編『鷹陵史學』三・四、一九七七年。前掲註72勝村哲也「修文殿御覽天部の復元」。勝村哲也「藝文類聚の条文構成と六朝目録との関連性について」京都大學人文科學研究所・編『東方學報』六二、一九九〇年。前掲註72池田昌廣『日本書紀』と六朝の類書』。前掲註72池田昌広『日本書紀』の潤色に利用された類書』、などを参照されたい。

⁷⁴ なお『記・紀』が利用した類書については、『経律異相』『法苑珠林』など仏教類書の利用も想定されていることを付記しておく。瀬

間正之「漢訳仏典と古事記」『國文學—解釈と教材の研究—』三八、一九九一年。瀬間正之「出生の神話——垂仁記・火中出産譚の存在と漢訳仏典——」古橋信孝・他編『古代文学講座4 人生と恋』(勉誠社、一九九四年)。瀬間正之「記紀の文字表現と漢訳仏典」(おうふう、一九九四年)。瀬間正之「未経」「既経」——師説『太安万侶日本書紀撰修参与説』をめぐって——」太田善麿先生追悼論文集刊行会・編『太田善麿先生追悼論文集』古事記・日本書紀論叢(続群書類従完成会、一九九九年)。前掲註72瀬間正之「日本書紀開關神話生成論の背景」。瀬間正之「古事記序文開關神話生成論の背景」『上智大学国文学科紀要』一八、二〇〇一年。北條勝貴「崇・病・仏神——『日本書紀』崇仏論争と『法苑珠林』——」あたらしい古代史の会・編『王権と信仰の古代史』(吉川弘文館、二〇〇五年)。吉田一彦『古代仏教をよみなおす』(吉川弘文館、二〇〇六年)。前掲註72瀬間正之「アメツチノハジメ」。吉田一彦『日本書紀』仏教伝来記事と末法思想(その上)「名古屋市立大学大学院人間文化研究科・編『人間文化研究』七、二〇〇七年。北條勝貴『日本書紀』と崇俗——「仏神の心に崇れり」に至る言説史」中部大学国際人間学研究所・編『アリーナ』五、二〇〇八年。吉田一彦「僧曼と慧星・天狗——『日本書紀』と經典・仏書」『東アジアの古代文化』一三六、二〇〇八年夏号。前掲註50拙稿『日向神話』と南九州、隼人——出典論との関わりから——、など。

⁷⁵ 池田昌広「范曄『後漢書』の伝来と『日本書紀』」二松学舎大学21

世紀COEプログラム／日本漢文学研究編集委員会・編『日本漢文学研究』三、二〇〇八年。

⁷⁶ 前掲註71小島憲之『上代日本文學と中國文學 上』。

⁷⁷ 田中聡「隼人・熊襲と古代国家」(前掲註63『日向・薩摩・大隅の原像——南九州の弥生文化——』一三九頁。

⁷⁸ 前掲註52永山修一「隼人の登場」。

⁷⁹ このことについては、例えば神野志隆光『複数の「古代」』(講談社現代新書、二〇〇七年)、などを参照されたい。

⁸⁰ 津田左右吉「クマソ征討の物語」同『日本古典の研究 上』(岩波書店、一九七二年)一七一頁。なお津田左右吉氏は、「東国及びエミシに関する物語」(前掲同『日本古典の研究上』二二二頁以下でもこれらの記事に簡単に触れられている。

⁸¹ 坂本太郎「日本書紀と蝦夷」同『古事記と日本書紀 坂本太郎著作集第二卷』(吉川弘文館、一九八八年)二八二頁。

⁸² 例えば、新編日本古典文学全集本の頭注を参照されたい。雄略紀二三年(四七九)秋七月辛丑朔条および同八月丙子条と『隋書』卷二／帝紀第二／高祖下／仁壽三年(六〇三)秋七月丁卯条、同四年(六〇四)春正月丙辰条および同秋七月甲辰条。

⁸³ 名古屋市図書館(鶴舞中央図書館)蔵・河村秀根／益根『続紀集解』稿本、および、新日本古典文学大系本『続日本紀』の注釈を参照されたい。『続日本紀』卷四／和銅元年(七〇八)二月戊寅条と『隋書』卷一／帝紀第一／高祖上／開皇二年(五八二)六月丙申条。

⁸⁴ 隋関係の諸史料については、池田昌広『日本書紀』は「正史」か「鷹陵史学会・編『鷹陵史学』三三、二〇〇七年。榎本淳一『隋書』倭国伝の史料的性格について」中部大学国際人間学研究 所・編『アリーナ』五、二〇〇八年、を参照されたい。

⁸⁵ 以上の点については、拙稿『日本書紀』の文章表現における典拠の一例——「唐実録」の利用について」大山誠一・編『日本書紀の謎と聖徳太子』(平凡社、二〇一一年予定)、も参照されたい。

⁸⁶ 大日方克己「射礼・賭弓・弓場始——歩射の年中行事」同『古代国家と年中行事』(講談社学術文庫、二〇〇八年、三〇頁)。

⁸⁷ このことについては、河内春人「日本古代における礼的秩序の成立——華夷秩序の構造と方位認識——」『明治大学人文科学研究紀要』四三、一九九七年、を参照されたい。

⁸⁸ これらの点については、いずれ別稿を用意したい。

⁸⁹ 前掲註72池田昌広『日本書紀』の潤色に利用された類書。

⁹⁰ 前掲註14永山修一「隼人をめぐって——〈夷狄〉支配の構造」一四六頁。

⁹¹ 前掲註67小林敏男「クマソ・ハヤト問題の再検討」、二七頁。

⁹² 前掲註85拙稿『日本書紀』の文章表現における典拠の一例——「唐実録」の利用について」。

⁹³ 前掲註80津田左右吉「クマソ征討の物語」一七一、一七二頁。

⁹⁴ 前掲註81坂本太郎「日本書紀と蝦夷」二八二、二八三頁。

⁹⁵ 例えば新編日本古典文学全集本の頭注を参照されたい。

96 隼人が夷狄であるかないかという点については、時期差を認めねばならないと指摘される前掲註14永山修一「隼人をめぐって——（夷狄）支配の構造」を参照されたい。

97 『日本書紀』巻第二 神代下 第十段 一書第二。

98 前掲註3泉谷康夫「海宮遊幸神話の成立について」七九頁。

99 前掲註67小林敏男「クマソ・ハヤト問題の再検討」二五頁。

100 『北齊書』巻十二／列傳第四／孝昭六王／樂陵王百年、にもほぼ同文がある。

101 『晉書』巻八十九 列傳第五十九 忠義 車濟。

102 奥田尚『記紀の王者像』（松籟社、一九九二年）、一七一頁。

103 岸俊男「古代の画期 雄略朝からの展望」同編『日本の古代 第6巻 王権をめぐる戦い』（中央公論社、一九八六年）。岸俊男「画期としての雄略朝 稻荷山鉄剣銘付考」同『日本古代文物の研究』（塙

書房、一九八八年）。

104 雄略紀における漢籍に基づく潤色については、例えば、新編日本古典文学全集本の頭注を参照されたい。

105 前掲註67小林敏男「クマソ・ハヤト問題の再検討」二四・二七頁。

106 前掲註55永山修一「古墳時代の『隼人』」。

107 前掲註67小林敏男「クマソ・ハヤト問題の再検討」二七頁。

108 前掲註52永山修一「隼人の登場」三五頁。

109 津田左右吉「武烈紀から敏達紀までの書紀の記載」同『日本古典の研究 下』（岩波書店、一九七二年改版）八六頁以下。井上薫『日本古

代の政治と宗教』（吉川弘文館、一九六一年）。川尻秋生「仏教はいつ伝来したか」白石太一郎／吉村武彦・編『争点日本の歴史 第2巻 古代編I』（新人物往来社、一九九〇年）。吉田一彦『日本書紀』仏教伝来記事と末法思想（その一・五）名古屋市立大学大学院人間文化研究科・編『人間文化研究』七・九・一〇・一一・一三、二〇〇七・一〇年、など。

109 前掲註74北條勝貴「崇・病・仏神——『日本書紀』崇仏論争と『法苑珠林』——」。前掲註74吉田一彦『古代仏教をよみなおす』前掲註74北條勝貴『『日本書紀』と崇答——「仏神の心に崇れり」に至る言説史」、など。

110 大山誠一『長屋王家木簡と金石文』（吉川弘文館、一九九八年）。大山誠一『〈聖徳太子〉の誕生』（吉川弘文館歴史文化ライブラリー、一九九九年）。大山誠一・編『聖徳太子の真実』（平凡社、二〇〇三年）。大山誠一『聖徳太子と日本人——天皇制とともに生まれた〈聖徳太子〉像』（角川ソフィア文庫、二〇〇五年）、など。

111 熊谷公男『日本の歴史03 大王から天皇へ』（講談社、二〇〇〇年）。

112 吉村武彦『聖徳太子』（岩波新書、二〇〇二年）。曾根正人『聖徳太子と飛鳥仏教』（吉川弘文館歴史文化ライブラリー、二〇〇七年）。大津透『天皇の歴史01 神話から歴史へ』（講談社、二〇一〇年）、など。

113 前掲註67小林敏男「クマソ・ハヤト問題の再検討」二六頁。

114 前掲註55永山修一「古墳時代の『隼人』」。

年)、一一八〇、一一八一頁。

¹¹⁵ 以上、奥田氏の指摘は、前掲註102奥田尚『記紀の王者像』六四、六九、七〇頁。

¹¹⁶ 前掲註49永山修一『隼人と古代日本』所収の諸論考を参照されたい。

¹¹⁷ 以上の点については、橋本達也氏の諸論考も参照されたい。橋本達也「古墳研究と熊襲・隼人」鹿児島歴史資料センター黎明館シンポジウム「熊襲・隼人の時代を語る」配布レジュメ(二〇〇九年一月二四日、<http://www.museum.kagoshima-u.ac.jp/staff/hashimoto-tp/genko/kofun-kunusohkyao2.pdf>)。橋本達也「古墳築造南限域の前方後円墳―鹿児島県神領10号墳の発掘調査とその意義―」日本考古学会・編『考古学雑誌』九四、三、二〇一〇年。橋本達也「古墳時代交流の豊後水道・日向灘ルート」清家章・編『科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書 弥生・古墳時代における太平洋ルート』の文物交流と地域間関係の研究』(高知大学人文社会科学系、二〇一〇年)。橋本達也「九州南部の首長墓系譜と首長墓以外の墓制」第13回九州前方後円墳研究会鹿児島大会事務局・編『九州における首長墓系譜の再検討 第13回九州前方後円墳研究会鹿児島大会発表要旨集』(九州前方後円墳研究会、二〇一〇年)。橋本達也「古墳築造周縁域における境界形成―南限社会と国家―」考古学研究会・編『考古学研究』五七、四、二〇一一年、など。

¹¹⁸ 田中聡「隼人・南嶋と国家―国制施行と神話―」日本史論叢書・編『日本史論叢』一一、一九八九年。田中聡「古代の南方世界―

「南島」以前の琉球観―歴史科学協議会・編『歴史評論』五八六、一九九九年。前掲註53田中聡「夷人論―律令国家形成期の自他認識(二〇〇一年度日本史研究会大会に向けて)」。前掲註53田中聡「夷人論―律令国家形成期の自他認識(含 討論と反省)」。前掲註53田中聡「蝦夷と隼人・南島の社会」。前掲註77田中聡「隼人・熊襲と古代国家」、など。

¹¹⁹ 前掲註53田中聡「蝦夷と隼人・南島の社会」二六九、二七〇頁。河内春人「田中報告、特に『夷人』的關係という概念をめぐって」日本史研究会・編『日本史研究』四七七、二〇〇二年、三〇頁。

¹²⁰ 下山覚「古墳分布域外の漁撈具―指宿市橋牟礼川遺跡出土資料を中心として―」古代学協會・編『古代文化』四四、七、一九九二年。前掲註45下山覚「考古学からみた隼人の生活―「隼人」問題と展望―」。指宿市教育委員会・編『指宿歴史物語2 古代編 薩摩の『隼人』と律令制度』(指宿市考古博物館・時遊館COCCOはしむれ第九回企画展示図録、二〇〇二年 ※文責は下山氏)、など。なお『指宿歴史物語2 古代編 薩摩の『隼人』と律令制度』以外のここにあげた諸論考は、下山覚君遺児育英基金事務局・編『下山覚君遺稿集 地域考古学研究の可能性―南九州地域史の深化と災害考古学の展望―』(下山覚君遺児育英基金発起人一同、二〇〇九年)、に再録されている。

¹²² 前掲註45下山覚「考古学からみた隼人の生活―「隼人」問題と展望―」。

（研究紀要編集部は、編集発行規程第五条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する。二〇一年五月九日付）